

# 白梅学園大学・白梅学園短期大学 学生人権擁護委員会規程

## (目的)

第1条 白梅学園大学・短期大学 学生人権擁護委員会（以下「委員会」という）は、白梅学園大学・白梅学園短期大学（以下「本学」という）における学生の人権を擁護することを主たる目的とするとともに、人権尊重を基本とする教育体系の確立を目指すものとする。

## (委員会)

第2条 委員会は、次の各号の事項を任務とする。

- (1) ハラスメント等人権侵害に関する相談への対応
- (2) 教育諸活動におけるハラスメントの防止に関する事項
- (3) 人権侵害の相談に対する調査と事後処理の指揮
- (4) 教育諸活動における学生の権利に関する事項
- (5) 人権侵害にかかわる情報の収集、研修および啓発活動
- (6) 人権擁護にかかわる委員会の組織と運営に関する事項
- (7) 本学の人権擁護にかかわる諸制度および態度表明に関する事項

## (委員長および委員)

第3条 委員長は学長が任命する。

- 2 委員は学部長及び、(1)~(2)から学長が選出し、任命する。
  - (1) 学科の教員各1名
  - (2) 事務職員2名ないし3名
  - (3) 委員会は必要に応じて、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長が必要と認めた場合には副委員長をおくことができる。
- 4 学長は委員会の構成において、両性の均衡が保たれるよう委員を任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (相談員)

第4条 相談を受ける者（以下「相談員」という）は本学の専任教職員のうちから、学長が学生人権擁護委員会の意見に基づき選任する。相談員は次の者を持って充てる。

ただし、相談員は原則として男女同数とする。

- (1) 大学・短期大学各学科の教員各1名
  - (2) 学生相談室のカウンセラー1名
  - (3) 事務職員3名
- 2 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 相談員の所属、氏名を公表する。
  - 4 相談員は、学生から本規程に基づく相談である旨の意志表示があった場合、相談内容を学

生人権擁護委員会に報告するものとする。

- 5 相談員は、相談によって知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

#### (調査委員会)

第5条 委員会は相談内容の調査のため、各相談毎に調査委員会を設置することができる。

- 2 前項の調査委員会は、委員会が指名する若干名の教職員によって構成する。そのほか、委員長が必要と認める者（学外者含む）を加えることができる。
- 3 ただし相談内容がセクシュアル・ハラスメントにかかわる場合には調査員の数は男女同数とする。
- 4 委員会は、調査委員会の委員長を指名し、調査内容、調査期間を明示して調査を依頼する。
- 5 調査委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

#### (報告と事後処理)

第6条 委員会は必要に応じ、相談者に対する事後の対応について協議する。

- 2 委員会は、相談者の人権が回復したと判断するまで、関係する部署に報告を求め、必要な処置を協議する。
- 3 委員会は、調査委員会の報告および事後の処置について報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

#### (事務)

第7条 この委員会の事務は教学企画課長が行う。

#### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会および教授会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は、2005（平成17）年5月6日より施行する

2007（平成19）年5月17日改定

2008（平成20）年3月13日改定

2008（平成20）年6月12日改定

2009（平成21）年4月16日改定

2019（令和元）年12月12日改定

2024（令和6）年4月1日改定

2026（令和8）年2月12日改定